

最高  
20.7万円

## 木造空き家住宅除却工事補助の概要

### 制度創設 の目的

近年、老朽化した空き家対策が求められており、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年5月26日に全部施行され、同法第15条において、市町への財政支援をすることとなっており、市町ほか、各種団体からも空き家に対する支援が求められています。そこで、県においては、大規模災害時に、倒壊することにより避難活動や救助活動の支障となる等、被害の拡大を引き起こす可能性のある空き家を対象に、除却の支援をすることとし、人命およびまちの安全を確保に努めます。

### 対象となる 住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で①②を満たす住宅

- ①市町が1年以上空き家と判断した住宅
- ②耐震評点0.7未満の空き家

### 補助要件

次の①～③いずれかに該当するもの

- ①耐震改修促進法の規定に基づき指定した沿道
- ②外壁から敷地境界線までの距離が、平屋の場合2m以内、  
2階建ての場合4m以内
- ③老朽木造住宅が集積している地域(密集市街地などの既成市街地)

補助要件を満たす  
空き家は8300戸と想定

※売買により所有権が移転する場合は、所有してから1年を超えるもの

### 支援内容 (補助金額)

空き家除却工事費用の23%の額。  
ただし、補助基本額を90万円上限とする。  
(国1/2、県1/4、市・町1/4の負担割合)  
国費:安全ストック形成事業(効果促進事業)を活用

